

申3号

副業に関する緊急申し入れ提出!

会社は、6月1日に突如として本人第187号「副業を許可する場合の取扱いについて」を各機関に示達しました。その目的について「大きな社会変化の中、自らの活躍の場を拡げ、社外での多様な業務経験を通じて成長実感を高めていく。そしてその経験から得た気づきを新たなサービス・付加価値の創出につなげる」としています。

しかし、労働時間が自己管理とされる部分で、労働時間管理が適切に行えない可能性があります。また、休日など本来休養に充てるべき時間が労働時間として拘束され、安全や健康の担保に影響がでることが懸念されます。さらに副業は、グループ会社に限定されていることから早急に労使間で議論を行い、組合員の不安を解消させることともに安全や健康を担保する観点から十分な歯止めを行うことが必要なため、緊急申し入れを行いました。

1. 今回副業を可能とした目的ならびに理由について明らかにすること。
2. 「本業に支障を及ぼすおそれがない」とは具体的にどのようなことを指しているのか明らかにすること。
3. 副業が行える場合と行えない場合を明確に例示すること。
4. 副業については、休業や待命休暇などとは切り離したものとすること。
5. については、本人の自主的な選択のうえで行い、人事考課とは切り離すこと。
6. 月間労働時間の把握にあたっては、タイムカード等の提出を義務づけること。
7. 本業と副業の労働時間に基づいて勤務間インターバルを確保すること。
8. 副業を行った社員については、深夜・交代制勤務者に準じて健康診断を行うこと。

「健康と本来業務」を堅持し、安全で働きやすい環境を創出そう!